

協定書

災害時等における緊急・救援輸送の協力に関する協定書

一般社団法人札幌地区トラック協会札幌北支部

石狩市

災害時等における緊急・救援輸送の協力に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と、一般社団法人札幌地区トラック協会札幌北支部（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（同法第172条第2項に定める緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、必要な物資の緊急・救援輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の効力）

第1条 本協定に定める事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請が行われた場合に効力を発するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号の事項を明示して、「緊急輸送業務要請書」（別記第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び輸送を要する事由
- (2) 輸送年月日
- (3) 輸送品目及び数量
- (4) 物資の積込み場所及び引渡し場所
- (5) その他

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、緊急輸送を行うものとする。

（緊急輸送の報告手続）

第4条 乙は緊急輸送を行った場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急輸送実施報告書」（別記第2号様式）により報告するものとする。ただし緊急を要する場合は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 緊急輸送を行った事業者
- (2) 輸送期間
- (3) 輸送品目及び数量
- (4) 輸送に従事した車両の台数及び人員
- (5) 走行距離
- (6) 物資の積込み場所及び引渡し場所
- (7) その他

(物資の運搬等)

第5条 甲は、第2条の規定により要請した物資等の引渡し場所に人員を派遣し、物資等を確認の上、引き取るものとする。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づき、乙が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

(事故等)

第8条 乙は、本協定に基づく物資等の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第9条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする

(連絡窓口)

第10条 本協定に関する連絡窓口は、連絡体制表（別記第3号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降もこの例に従う。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成27年2月3日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介

乙 札幌市北区篠路町上篠路54番地

一般社団法人札幌地区トラック協会札幌北支部

支 部 長 堀 川 和 雄